

2024/02/02 (金) 10:30~13:00
横浜市南公会堂ホール (講堂)

横浜市 こども虐待防止市民サポーター講座

こども虐待の 基本的理解と発見時の対応 (配付資料)

子どもの虹情報研修センター
川崎 二三彦

1

前口上

この度は、「こども虐待防止市民サポーター講座」もお申し込みくださり、ありがとうございます。児童虐待は、社会全体で解決すべき現在の重要な課題となっていますので、こうして関心を持ってご参加された皆さまに、深く敬意を表したいと思います。

さて、午前の部の私の担当は、演題のとおり「こども虐待の基本的理解と発見時の対応」となっています。

そこでまず最初に、そもそも児童虐待とはどのようなものかを考え、合わせて、児童虐待が子どもに与える影響についても簡単に触れたいと思います。次いで児童虐待の現状を紹介し、なぜ児童虐待が起きるのかを考えます。その上で、児童虐待への対応について、市民の役割、行政機関の取り組み(対応方法)なども報告します。

なお、講演のなかで、私自身が見聞きした事例を、プライバシーに配慮して一部改変しつつ紹介します。なかには、聞いていただけで苦しくなるような例があるかもしれませんが、皆さまの理解を深めることを意図したものですので、ご容赦ください。



2

第1部 児童虐待とは

3

児童虐待の防止等に関する法律

(以下、「児童虐待防止法」と呼ぶ)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。



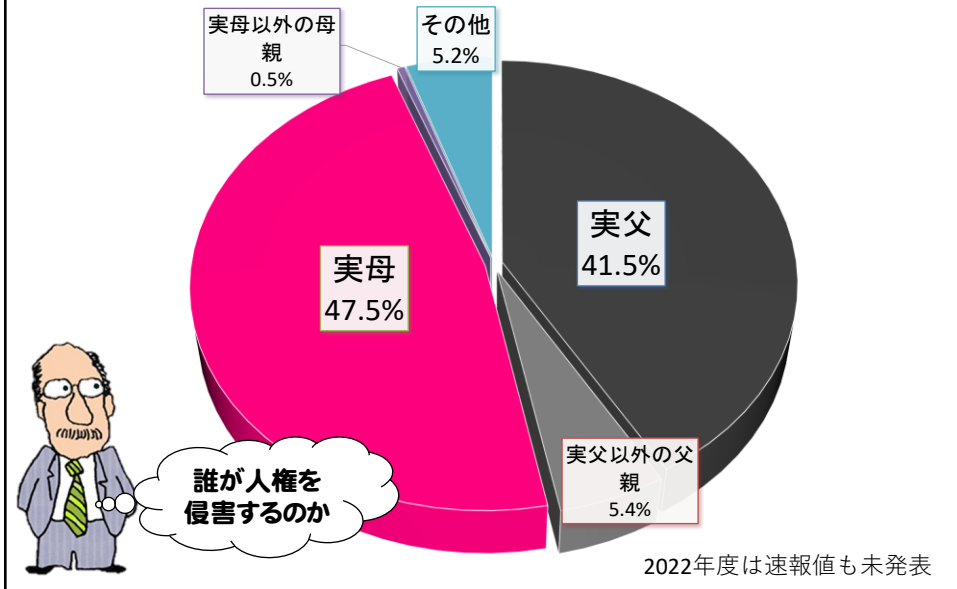
ポイント。

児童虐待を「著しい人権侵害」と規定。
なお、この規定は、2004年の児童虐待防止法第1次改正で明記された。

4

主たる虐待者（2021年度、児童相談所）

出典：厚生労働省福祉行政報告例（以下、基本的に同じ）



誰が人権を侵害するのか

5

児童虐待防止法第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

児童虐待を他の人権侵害と比べる

多くの人権侵害では
保護者が真っ先に
子どものために行動する

児童虐待は子どもを守るべき
保護者による人権侵害
ここに児童虐待問題の難しさがある

6

ジャニーズ元所属タレント 児童虐待防止法の改正求め署名提出 NHK」ニュース 2023年6月5日 から

ジャニーズ事務所の前の社長による性被害を訴える声が相次いでいる問題で、元所属タレントたちが、子どもの性被害を防ぐため児童虐待防止法の改正を求め、およそ3万9000人分の署名を各党に提出しました。

この中では、保護者だけでなく経済的・社会的に強い立場の大人による性的な行為も「児童虐待」にあたることと、周囲の人たちに警察への通報を義務づけるよう法改正を求めています。

参考:WHOの定義

児童虐待(Child maltreatment)は、18歳未満の子どもに発生する虐待(abuse)とネグレクトである。これには、あらゆる種類の身体的および／または感情的な虐待、性的虐待、ネグレクト、過失、および商業的またはその他の搾取が含まれ、**責任、信頼、または権力の関係に関連して、**子どもの健康、生存、発達、または尊厳に実際のまたは潜在的な害をもたらす。

7

衆議院青少年問題特別委員会(2000年4月13日)

○阪上委員 報道によれば、**ジャニー喜多川社長**は、少年たちを自宅やコンサート先のホテルに招いて、いかがわしい行為を繰り返しておるといった内容のものであります。…児童から信頼を受け、児童に対して一定の権力を持っている人物が、その児童に対して性的な行為を強要する。もしこれが事実とすれば、これは児童虐待に当たるのではないのでしょうか。

○厚生省児童家庭局長 児童虐待の定義でございますが、(手引きにおいて)親または親にかわる保護者などによって行われる虐待というふうに規定をいたしております。今御指摘の件は、**保護者に該当するわけではございませんので、私ども、手引で言うところの児童虐待には当たらないというふうに考えております。**

8

参考：障害者虐待防止法

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

9

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(ネグレクト)
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)

10

虐待の 4つの種類 それぞれの 具体例

私が見聞きした
事例を紹介して
いきます。



11

1. 身体的虐待

事例①は、小学6年生。保護者の語りから、しつけのつもりで体罰が虐待へと次第にエスカレートしていく様子を示し、必死で子育てしていたとしても、子どもの立場に立てば、虐待と言わざるを得ないことを確認したいと思います。

事例②は、1歳の幼児。振り返ると、虐待の背景に保護者の「障害に対する恐れ」「発達等に関する知識のなさ」があり、「社会から孤立した家族」の姿などが見え隠れします。その点をふまえた支援のあり方を考えます。



12

2. ネグレクト

事例③は、中学生のきょうだい。ネグレクトはきょうだい全員が被害に遭うことが多いものです。児童相談所の介入を保護者も児童もなかなか受け入れられない状況を述べ、支援に対する理解には時間がかかることも示したいと思います。

事例④は、障害のある小学4年生。関係機関が協議しながら支援を続けますが、なかでも小学校の取り組みに注目して考えます。



13

3. 性的虐待

事例⑤は、中学生年齢の頃から長年にわたって養父からの性的虐待を受け続けてきた事例です。

性的虐待特有の問題として、被害者が加害者にもなってしまう深刻な場合もあることを示す予定です。



14



4. 心理的虐待 (DVにさらされる家族)

心理的虐待の定義に、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」という内容が追加されたのは、2004年の児童虐待防止法改正においてでした。なお、配偶者に対する暴力(DV)は、身体的暴力に限られないことも念頭に置きたいところです。

その点をふまえ、事例を紹介します。

事例⑥は、東京目黒の事件を、出版された母親の手記をもとに紹介します。DVを背景にして、母も本児を守ることができず、悲しい結果になりました。

事例⑦は、DVの本質でもある支配と被支配の関係性を例示して、DV問題の深刻さも考えたいと思います。



15

MEMO

16

子ども虐待の 影響

17

育まれるべきものが育たず欠落する

虐待を受けていると
人や世界に対する信頼感が生まれ
自分の欲求をコントロールする力が育たない
社会の共通ルールや常識がわからない等

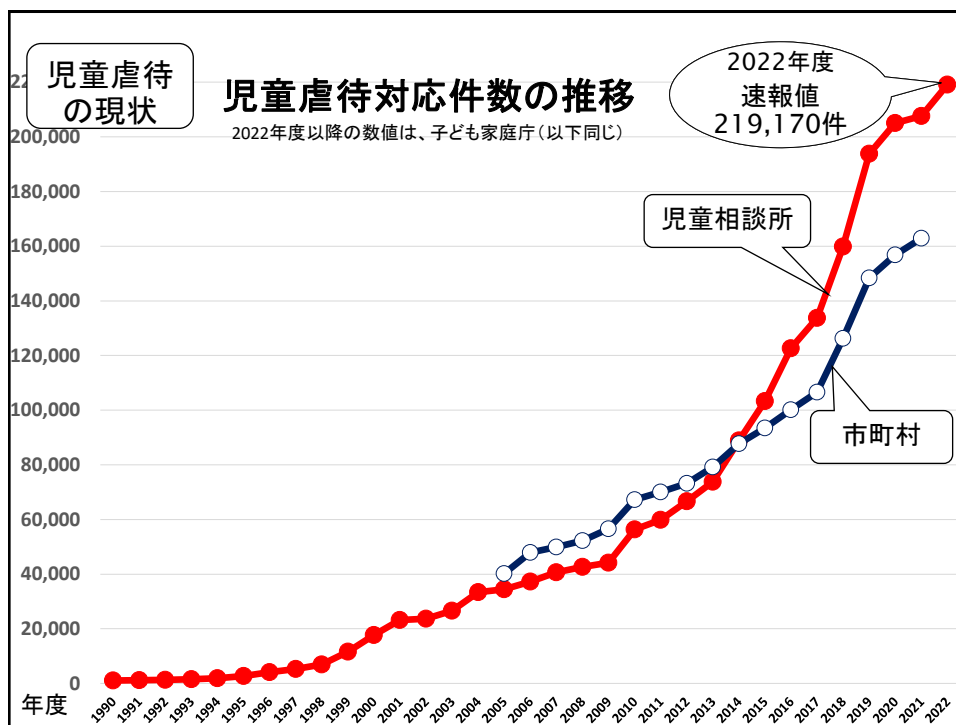
身につける必要のないものを学んでしまう

恐怖などの感情を麻痺させる解離症状
暴力を避けるための家出、徘徊
本当のことを言えばひどい目に遭うと嘘
空腹を満たすための窃盗や万引き等

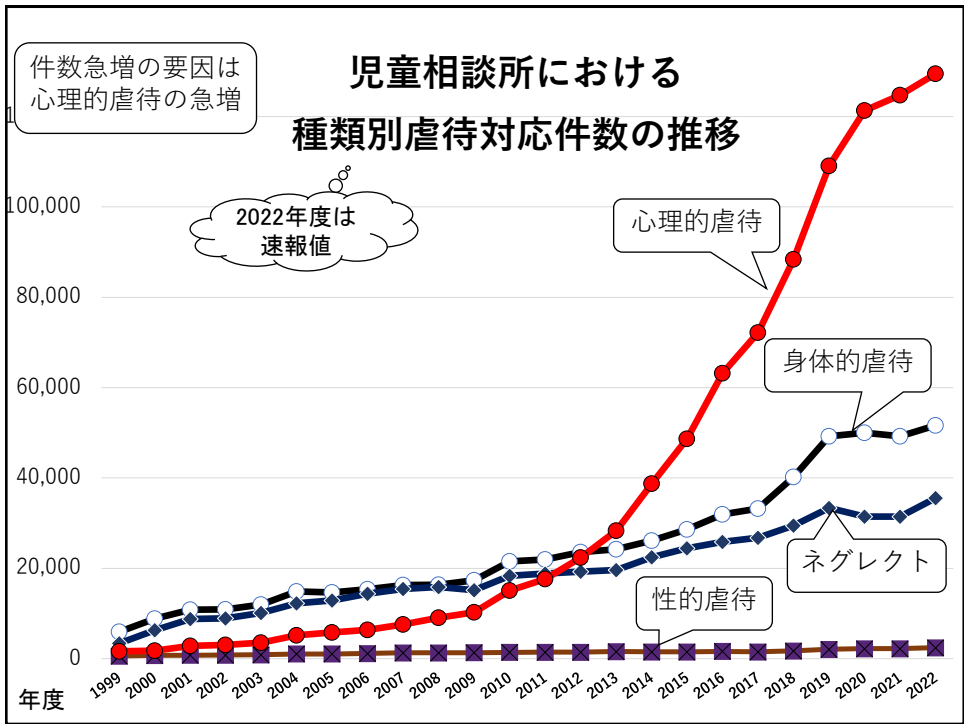
18

第2部 児童虐待の現状 及びリスク要因

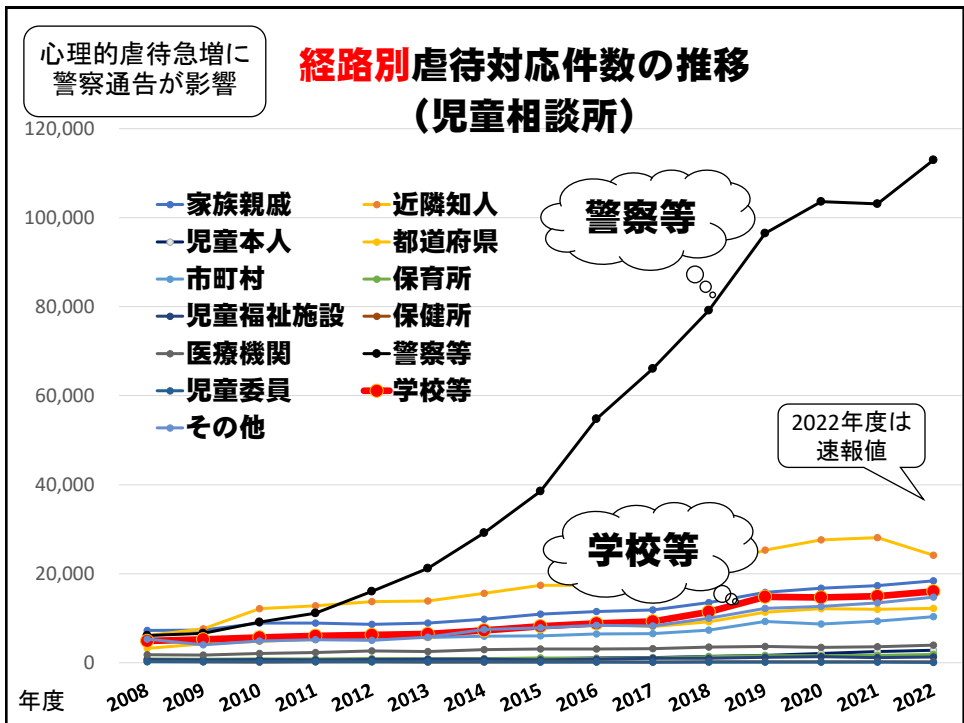
19



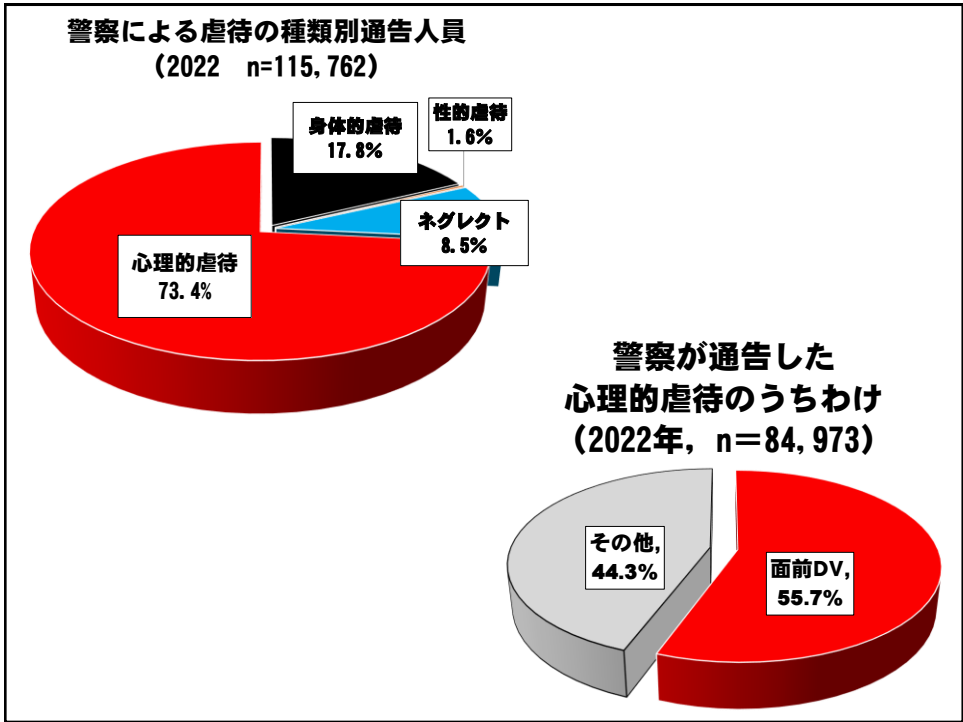
20



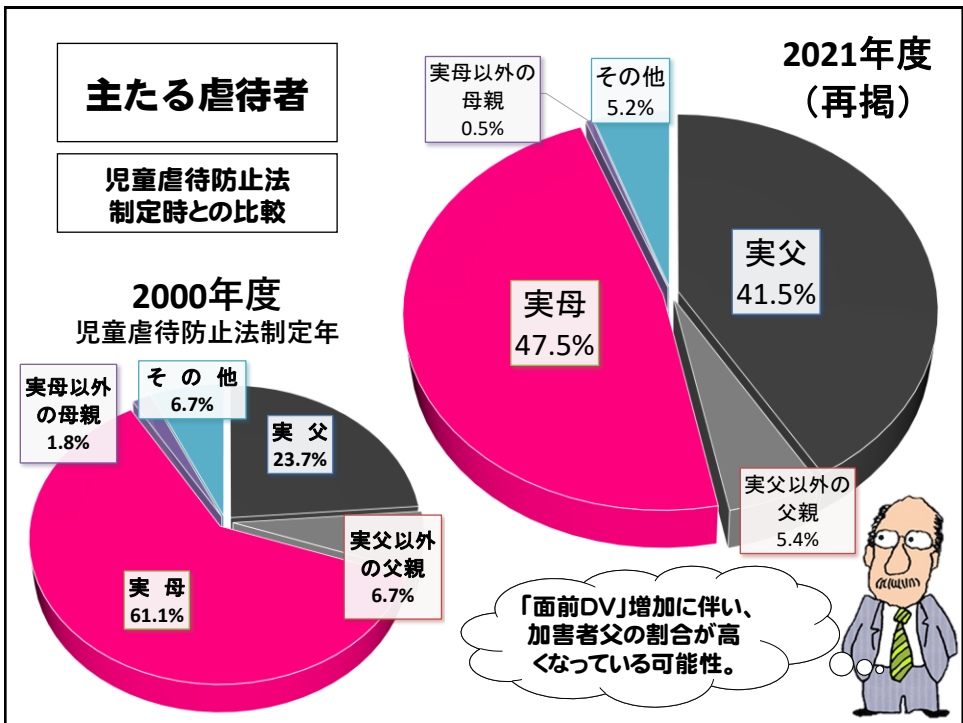
21



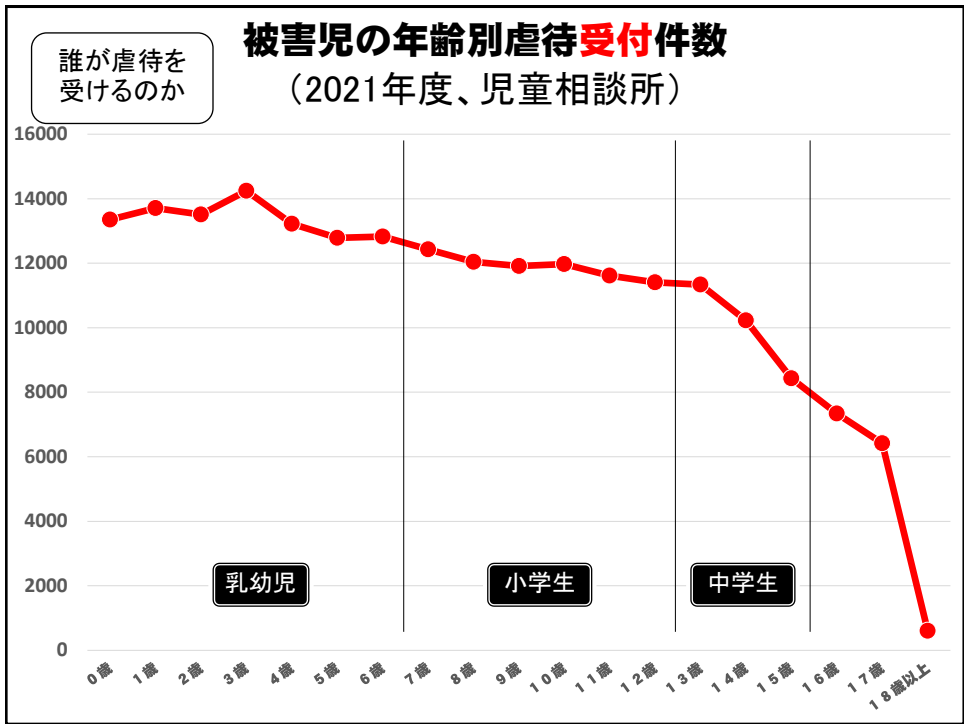
22



23



24



25

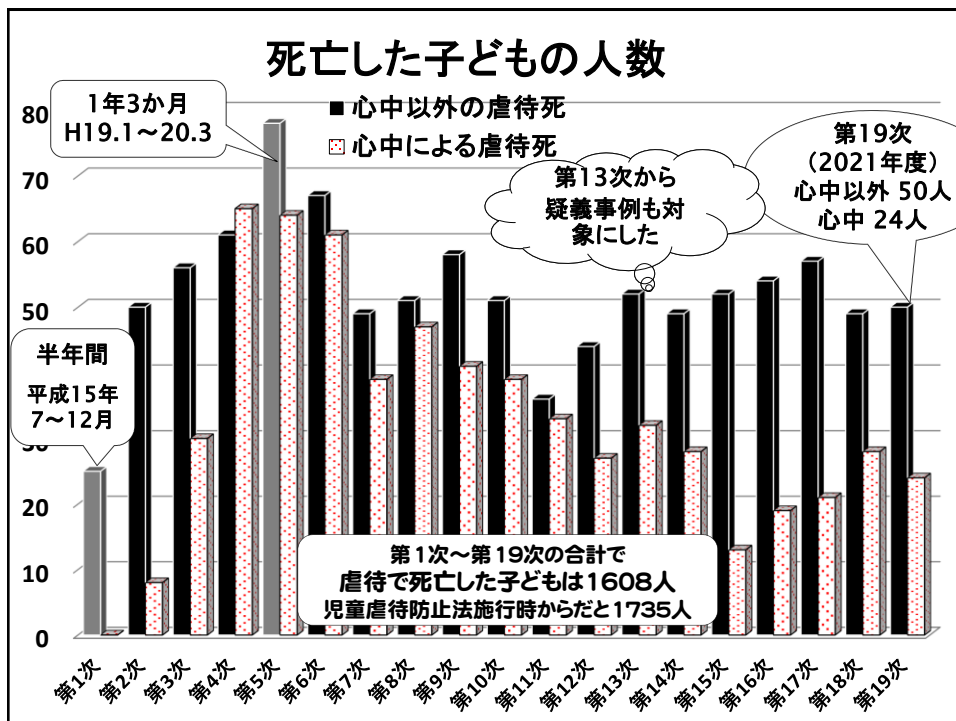
MEMO

26

虐待死の実情

厚労省専門委員会 第19次報告から

27



28

虐待は なぜ起きる？

虐待では、4つの要素が揃っていることが指摘されています。
本講義では、これらについて
順次簡単に説明します。



29

児童虐待はなぜ起きるのか

○「子ども虐待対応の手引き」(2013年8月改定)から

「子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である」

「したがって、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくいということを常に意識しておかなければならない。放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要との認識が必要である」

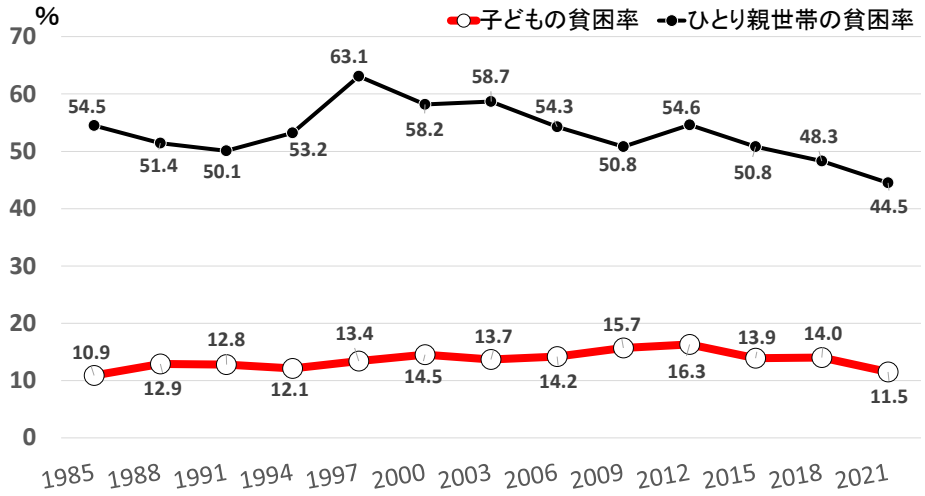
○「健やか親子21」検討会報告書(2000年11月)から

「児童虐待の研究から、虐待では、

- ①多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、
 - ②生活にストレス(経済不安や夫婦不和や育児負担など)が積み重なって危機的状況にあること、
 - ③社会的に孤立し、援助者がいないこと、
 - ④親にとって意に添わない子(望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など)であること、
- の4つの要素が揃っていることが指摘されている」

30

子どもの貧困率 (厚生労働省／国民生活基礎調査)



2021(令和3)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円
2018年から新基準による数値を表示

31

MEMO

32

第3部 児童虐待への対応

33

虐待対応の
しくみ

ある人のブログを
もとに考えます。



34

通告の義務

児童虐待の防止等に関する法律第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

研修では、下線部のあたりを取り上げてみたいと思います。



35

保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

①発見通告時の現場のとまどい

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

平成25年8月 改正版から

第12章 関係機関との協働 5. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

子どもの虐待は、多くの場合、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見される。

しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を直接見ることはほとんどないため、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いが生じる。

しかしながら、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである」

(平成16年8月13日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知)

36

通告の義務を 規定した理由

どうして赤の他人まで
通告の義務がある？

本条(児童福祉法第25条)の規定に基づく通告は、すべての国民に課せられている。

しかし、その義務違反については、罰則の定めがない。

このようないわば道徳的要請ともいえる義務を国民に課したのは、法第一条の規定の精神に照らしても、国民は、要保護児童の保護については、少なくともその保護の端緒をつくるためのささやかな義務のあることを明らかにする必要があると考えられたためである。

(時事通信社『最新児童福祉法の解説』から引用)



児童福祉法の総則に当たる右条項は2016年に改正されました。現行条文も確認してください。

児童福祉法第1条 (制定時条文)

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

37

保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

② 通告の仕方

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

平成25年8月 改正版から

第12章 関係機関との協働 5. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

子どもが所属している現場から通告するに当たっては、

ア. 「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。

イ. クラス担任等の担当者の判断で通告してかまわないが、組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ないため、できるだけ組織として判断して通告する。

ウ. 受傷状況の写真をとっておく。(市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼する。)

エ. 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

オ. 子どもから聴き取る際には誘導とにならないように注意する。(子どもからの聴き取りには、オープンクエスチョン形式が適切である。)また、子どもを責めるような口調にならないように注意する。

38

**早期発見の
努力義務**

児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

39

MEMO

40



41

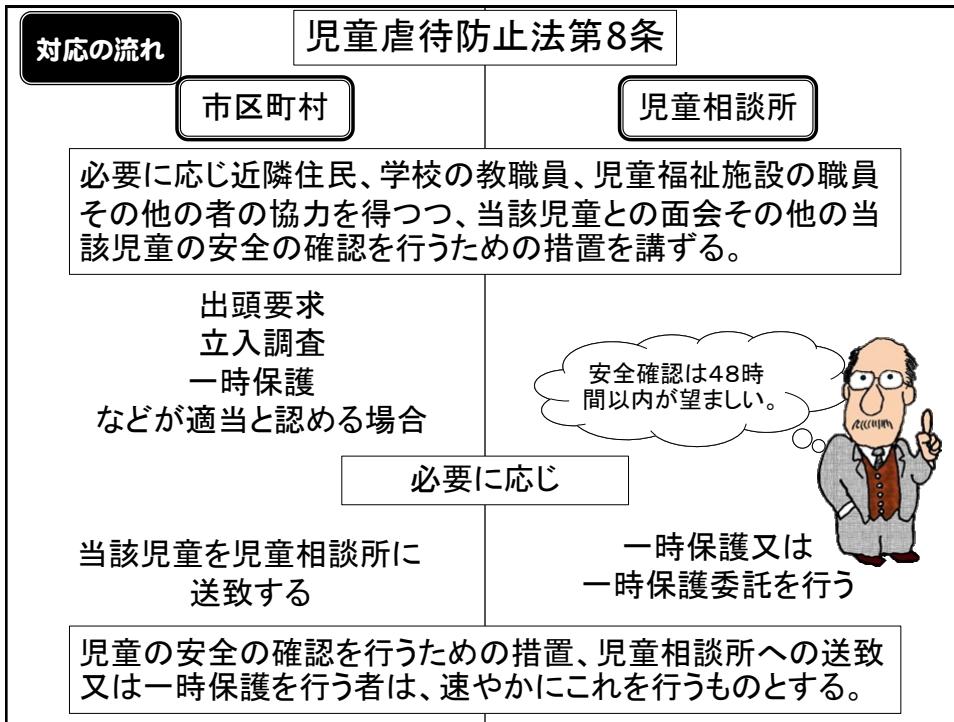
通告者の保護

児童虐待の防止等に関する法律第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、

その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

42



43

通告の是非の判断

一般の目から見て
(あなたの主観でいいのです)
支援してあげたほうがいい(援助が必要だ)
と思えるかどうかポイント

援助が必要だと感じたら

支援の端緒となるよう、
各区、各児童相談所 または
よこはま子ども虐待ホットライン
(0120-805-240)
に連絡しましょう。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

44

子どもの虹情報研修センターとは

○設置の経緯

児童虐待防止法の制定を受け、厚生労働省（現こども家庭庁）及び横浜市のご支援のもと、児童虐待及び思春期問題にかかわる職員を養成し、また高度専門情報を集約・発信する拠点として2002年4月に開設されました。おかげさまで、設立20年を越えて歩んでいます。



○事業の内容

専門研修

子ども虐待や思春期問題に関わる機関や施設の指導的立場の援助者に対し、高度な実践力習得を目的とした研修を実施しています。

専門相談

子ども虐待に携わる援助機関等から、福祉、心理、医療、法律等について、電話等による専門相談に応じています。

専門情報の提供

虐待関連図書等の関係者への閲覧、図書・資料等の検索、援助機関向けに専門研修映像記録（DVD）の貸出しをしています。

研究活動

人材育成にかかる研究、児童虐待等に関する文献研究、海外情報の把握と分析、臨床上の課題にかかる研究等を実施しています。

ホームページでは、動画によるミニ講座も一般公開しています。

45

川崎 二三彦(かわさき ふみひこ)

子どもの虹情報研修センター センター長

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

e-mail: kawasaki@crc-japan.net

【経歴等】

京都府の各児童相談所で、心理判定員（児童心理司）、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー等として約30年あまり相談業務に従事。2007年（平成19年）4月から子どもの虹情報研修センター研究部長となり、2015年（平成27年）4月から現職。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員、委員長、社会福祉士試験委員副委員長、日本子ども家庭福祉学会副会長等を歴任。現在、日本子ども虐待防止学会理事、全国児童相談研究会（児相研）代表委員など。

【おもな著書】

- 『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか』（岩波新書 2019）
- 『虐待「嬰兒殺」事例と歴史的考察から考える子ども虐待死』（福村出版 2019 編著）
- 『うちに帰りたいときによむ本』（少年写真新聞社 2019 監修）
- 『虐待「親子心中」事例から考える子ども虐待死』（福村出版 2018 編著）
- 『日本の児童虐待重大事件 2000-2010』（福村出版 2014 編著）
- 『日本の児童相談—先達に学ぶ援助の技』（明石書店 2010 編著）
- 『いっしょに考える子ども虐待』（明石書店2008 編著）
- 『児童虐待—現場からの提言』（岩波新書 2006）など



46